

管理コード	事業名称(事業名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の要請し	「措置の内容」の要請し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事業管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
200010	保育所型認定こども園の有期認定の廃止	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型の認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	認定こども園の4類型(給保連携型、幼保園型、保育所型及び地方数量型)のうち、保育所型のみ期間(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされていることは、制度全体として整合性が取れていない。 加えて、平成27年度からの実施が予定される子ども、子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定地帯の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは整合性に欠ける。 H25.4.1現在兵庫県下41市町のうち各種児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には待機児童がないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。	現在、認定こども園の4類型(給保連携型、幼保園型、保育所型及び地方数量型)のうち、保育所型のみ期間(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされていることは、制度全体として整合性が取れていない。 加えて、平成27年度からの実施が予定される子ども、子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定地帯の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは整合性に欠ける。 H25.4.1現在兵庫県下41市町のうち各種児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には待機児童がないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。	C	I	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育」にだけ子どもを受け入れては、「こども」に「保育」にだけ子どもを受け入れては、保育所型認定こども園に移行する場合との取扱いに齟齬がある。 また、子ども「子育て支援新制度の本格実施に向け各自治体は2016年度に保育等のニーズ調査を行い、5年度にわたる実施計画を策定することから、有期認定とする必要はない(保育ニーズのピークは平成29年度と言われており、この時点で待機児童がなければ、将来的に待機児童が発生することは少ない。また、認定こども園の設置者は認定こども園を廃止することが可能。)	保育所型認定こども園については、地域における保育需要の予測に基づき行う必要があるとの回答であるが、保育所から有期認定を要しない等制度の幼保連携型認定こども園に移行する場合との取扱いに齟齬がある。 また、子ども「子育て支援新制度の本格実施に向け各自治体は2016年度に保育等のニーズ調査を行い、5年度にわたる実施計画を策定することから、有期認定とする必要はない(保育ニーズのピークは平成29年度と言われており、この時点で待機児童がなければ、将来的に待機児童が発生することは少ない。また、認定こども園の設置者は認定こども園を廃止することが可能。)	保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が年次的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づき有効期間を定めることとされている。 なお、保育需要は現在でも増加しているところであり、平成28年度以降についても、地域ごとに保育需要のピークは異なっていると考えられるため、有効期間を廃止することは適当ではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再検討を行うこととさせていただきます。	有期認定とする理由は、将来的な保育需要が増加した場合に備えるためのものであるが、認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するのであれば、設置者が認定こども園を廃止し、保育所に改称することで対応が可能である。 また、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様に保育所が母体で認可を受けられるが有期認定ではなく取扱いに齟齬が生じている。これらのことから保育所型の有期認定は廃止すべきである。 なお、保育需要のピークが地域により異なることは承認しており、したがって、特区を設け、保育需要がピークを超えた地域から有期認定を廃止する対応を求めるものである。	1 0 3 2 0 1 0	兵庫県	兵庫県	内閣府 厚生労働省 文部科学省				